

使用料体系表

(1 か月当たり・税抜き)
() 内は前段階使用料との差額

水量区分(m ³)	基本使用料(円)	現行	新使用料体系(円/m ³)	
			第1段階 R3.3月 検針分から	第2段階 R4.3月 検針分から
1~10	850	0	950 (+100)	1100 (+150)
11~20	90	0	120 (+30)	130 (+10)
21~30	100	0	130 (+30)	140 (+10)
31~40	105	0	140 (+35)	150 (+10)
41~50	115	0	150 (+35)	160 (+10)
51~100	120	0	160 (+40)	170 (+10)
101~200	120	0	165 (+45)	180 (+15)
201~	120	0	170 (+50)	190 (+20)

水量区分(m ³)	基本使用料(円)	現行	第1段階	第2段階
1~200	8000	0	8150 (+150)	8250 (+100)
201~	40	0	40 (+5)	45 (+5)

水量区分(m ³)	基本使用料(円)	現行	第1段階	第2段階
1~10	1205	0	1350 (+145)	1450 (+100)
11~	120	0	170 (+170) (+50)	190 (+20)

**下水道使用料の
改定(値上げ)を
令和3年3月検針分
からに延期します**

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急措置として、令和2年12月検針分から予定していた下水道使用料の改定を延期し、令和3年3月検針分から改定(値上げ)します。

問い合わせ 上下水道経営課 (☎8516407)

改定は2段階で実施します

改定は、使用料の急激な増加を抑制し、使用者の負担緩和を図るため2段階で行います。1段階目は令和3年3月検針分から、2段階目は令和4年3月検針分から実施します。

将来にわたり安定的な サービス提供のため

公共下水道は、家庭や工場から排出される汚水・雑排水を処理し、きれいな水として川や海に流すことで水環境を良好にし、清潔な生活環境を提供しています。

これまで、恒常的な費用の削減と使用料収入の増加に向けた取り組みなど経営基盤の強化や、投資の合理化などに努めてきましたが、現在の経営状況は、本来使用料で賄うべき汚水処理費用に対して使用料収入が不足し、10億円を超える一般会計からの繰入金による補填(ほてん)により事業運営を行っている非常に厳しい状況です。

このようなことから、将来にわたり安定的な下水道サービスを提供するため、下水道使用料を改定します。使用者の皆さんに負担をお願いするだけでなく、さまざまな経営健全化の施策に引き続き取り組んでいきますので、ご理解とご協力をお願いします。

改定による影響額

汚水量	10 m ³ /月	20 m ³ /月	30 m ³ /月	500 m ³ /月	1000 m ³ /月	
イメージ						
現行使用料(円)	850	1750	2750	5万8950	11万8950	
改定後(円)	第1段階 (差額)	1050 (+200)	2250 (+500)	3550 (+800)	8万1950 (+2万3000)	16万6950 (+4万8000)
	第2段階 (差額)	1350 (+300)	2650 (+400)	4050 (+500)	9万650 (+8700)	18万5650 (+1万8700)

※表中は1か月当たりの金額です。実際の請求は2か月ごとに行います。

表の金額の他、水道料金、消費税相当額が加算されます。水道料金の改定はありません。